

## 質問回答

平成 26 年 3 月 31 日

案件名: バングラデシュ国ダッカ市都市交通料金システム統合のためのクリアリングハウス設立プロジェクト

標記に係る質問の回答は以下のとおりです。

当該頁の項目	質問	回答
【第 2 業務の目的・内容に関する事項】 4 ページ: 5. (2) 運営委員会及びバングラデシュ国側のプロジェクト実施体制	業務指示書の左記のページに運営委員会"Steering Committee (SC)"という記述があります。R/D には、合同調整委員会 "Joint Coordination Committee (JCC)"と記述されています。R/D の記述を優先させてよろしいでしょうか？	SC も JCC も同じ委員会です。R/D の記述を優先してください。
【第 2 業務の目的・内容に関する事項】 13 ページ: 7. (4)業務四半期報告書	R/D Appendix-1 の Project Description の II (7)Report に Monthly Progress Report (英文) の提出が規定されています。業務四半期報告書(英文)を提出する月は、Monthly Progress Report は割愛できるものと理解してよろしいでしょうか？	はい。四半期報告書を提出する月は Monthly Progress Report を省略していいです。
【業務実施契約約款】 第 25 条	IT システム開発領域における著作権について、日本国内で経験した他案件の例では、受注者側に著作権が帰属することとなっています。本案件も著作権について同様の扱いをしていただくことは可能でしょうか？可能な場合は、業務実施契約約款 第 25 条の 2 の「特記仕様書にて別途定めるもの及び…を除き、…」という規定に従ってその旨を特記仕様書に記述していただけるもの	受注者から発注者に譲渡されない著作権について、特記仕様書でどのように特定するか、は契約交渉で協議します。(ただし、著作権を受注者側に帰属した場合に、明らかにプロジェクト終了後にライセンス料等が継続的に発生すること等システムの運用改善に支障が起きる条件は受け入れられないと考えています。)

	と理解してよろしいでしょうか？	
【業務実施契約約款】 第 26 条	秘密の保持について、発注者から受注者への片方向の秘密保持ではなく、特記仕様書にて双方方向での秘密保持に変更していただくことは可能でしょうか。	以下 URL の国際協力機構法第 11 条で機構の役員及び職員の秘密保持義務が規定されています。 <a href="http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000001.htm">http://association.joureikun.jp/jica/act/frame/frame110000001.htm</a>
【コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン】 様式 - 1(その 1)類似業務の経験	類似業務の記載内容のうち、発注者と契約金額について客先の要望により公開出来ないのですが、類似業務の経験として認めていただけると理解しておりますがよろしいでしょうか。	記載漏れとの誤解をさけるため、記載できない理由を表中に付記願います。